

## やさしい日本語

県営住宅は 住むところにこまっいて 収入のすくない人のための住宅です。

令和4年2月から 県営住宅に もうしこみができる 在留資格が ふえました。

もうしこみができる人

・特別永住者

・中長期在留者（入管から 在留カードを もらった人）

在留資格のほかにも もうしこみには 条件があります。

くわしいことは 群馬県住宅供給公社に でんわをしてください。

でんわ 027-223-5811

（音声ガイダンス1→1 日本語での対応となります）

ほむページ <https://www.gunma-jkk.or.jp/>